

2026 年度公衆衛生専門管理栄養士専門研修に関する FAQ

1. 受講資格・参加要件について

Q1. 生涯教育基本研修の到達度自己チェックはどのように行えばよいですか。

A. 生涯教育認定管理栄養士「公衆栄養分野」の自己評価表を参考に自己チェックを行ってください。

<https://cert-sys.dietitian.or.jp/cert-1/goals-sheet/5>

不足している項目については、該当する区分の基本研修の受講を推奨します。なお、「専門職としての役割と倫理綱領」「関連法規」「調査研究」「非常時の緊急体制」については、必ず受講してください。

Q2. 日本公衆衛生学会に未入会ですが、受講できますか。

A. 今年度中に入会いただければ問題ありません。

Q3. 健康増進部門の勤務年数の考え方を教えてください。

A. 健康増進部門での勤務経験が通算 5 年以上必要です。なお、保育課・児童福祉課や、学校給食・教育委員会での勤務等の経験は含みません。

Q4. 勤務年数が満 5 年に満たない場合、受講できますか。

A. 原則として対象外となります。要件を満たした後に受講をご検討ください。

Q5. 異動経験はどのように判断されますか。

A. 同一所属のみで異動経験がない場合は対象外です。本庁と保健所間、または複数保健所間での異動経験があれば対象となります。

なお、管理栄養士が複数部署に配置されている自治体（主に都道府県）においては異動経験を要件としていますが、市町村勤務の場合は必須要件とはしていません。

Q6. 兼務（複数部署）の場合は対象になりますか。

A. 兼務であっても、健康増進分野の経験が 5 年以上あれば対象となります。

Q7. 非常勤（会計年度任用職員）の勤務は対象になりますか。

A. 本研修は政策・企画等を担う人材育成を目的としており、常勤職員を対象としています。

Q8. 健康増進部門 5 年目（満 5 年未満）ですが受講できますか。

A. 原則対象外です。

2. 研修内容・受講方法について

Q9. 集合研修に参加できない場合、オンデマンド受講は可能ですか。

A. 集合研修は対面受講が必須であり、オンデマンド対応はありません。

Q10. 遠隔研修とはどのような内容ですか。

A. 前期研修で学んだ内容をもとに、所属自治体において企画の実践・検討を行うプログラムです。企画書やロジックモデルを作成し、所属内で意見聴取・調整を行いながらブラッシュアップします。最終的に後期研修で発表・検討を行います。所属内での説明や関係者との調整が必要となるため、事前に職場の了承を得てください。

Q11. 日本公衆衛生学会総会はオンデマンド参加でもよいですか。

A. 対面・オンデマンドいずれの参加でも問題ありません。

3. 認定試験について

Q12. 認定試験はどのように実施されますか。

A. レポート提出（オンライン）により実施します。会場での受験は不要です。

4. 受験資格要件について

Q13. 地域における栄養施策の推進に関する実績は主担当でなくてもよいですか。

A. 同一部署で関与していた実績であれば提出可能です。

Q14. 企業連携など大規模な施策でなくてもよいですか。

A. 問題ありません。規模は問いません。

Q15. 進行中の事業を提出できますか。

A. 事業評価まで記載できるものを提出してください。未完のものは不可です。

Q16. 学会発表の経験がありません。どのように対応すればよいですか。

A. 市町村の方は、まずは保健所等の関係機関に相談してください。

学会発表に関しては、日本公衆衛生学会、日本公衆衛生学会地方会、日本栄養改善学会等における口頭・ポスター発表のほか、行政関係者が集う研究会等での発表も対象となります。なお、研修会等での研修講師、パネルディスカッションのパネラー等は対象となりません。判断に迷われる場合は、お尋ねください。

Q17. どのような発表内容が対象になりますか。

A. 栄養施策の推進など、公衆衛生に関する内容であれば対象となります。

Q18. 筆頭発表は過去5年以内でないといけませんか。

A. 原則として過去5年以内に1件必要です。ただし当面は猶予措置として、今後の発表予定でも可としています。(ただし、申請年度～2年以内)申請時に発表予定を提出いただきます。